

平成 24 年 11 月 15 日

事業者募集要項等への質問回答書 新旧対照表

事業者募集要項等への質問回答書 No. 310														
修正前					修正後					修正内容				
質問 タイトル	該当箇所				質問	回答	質問 タイトル	該当箇所				質問	回答	
	資料名	頁数	行数	項目				資料名	頁数	行数	項目			
定期借地権設定契約上の権利の処分	別紙 2 基本協定 条件書	9	20	第 3_2	定期借地権設定契約に基づく借地権及び保証金返還請求権等の債権については、事業者は都の承諾を得た上であれば、資金調達のためこれらについて担保権を設定できることをご確認ください。	<u>本契約の定期借地権は賃借権であることから、 <u>抵当権を設定することはできません。</u></u> <u>また、定期借地権設定契約に基づく借地権及び保証金返還請求権等の債権について、 担保権の設定はできません。</u>	定期借地権設定契約上の権利の処分	別紙 2 基本協定 条件書	9	20	第 3_2	定期借地権設定契約に基づく借地権及び保証金返還請求権等の債権については、事業者は都の承諾を得た上であれば、資金調達のためこれらについて担保権を設定できることをご確認ください。	本契約の定期借地権は賃借権であることから、 抵当権を設定することはできません。 また、保証金返還請求権等の債権について、 担保権の設定はできません。	回答の一部を削除しました。